京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

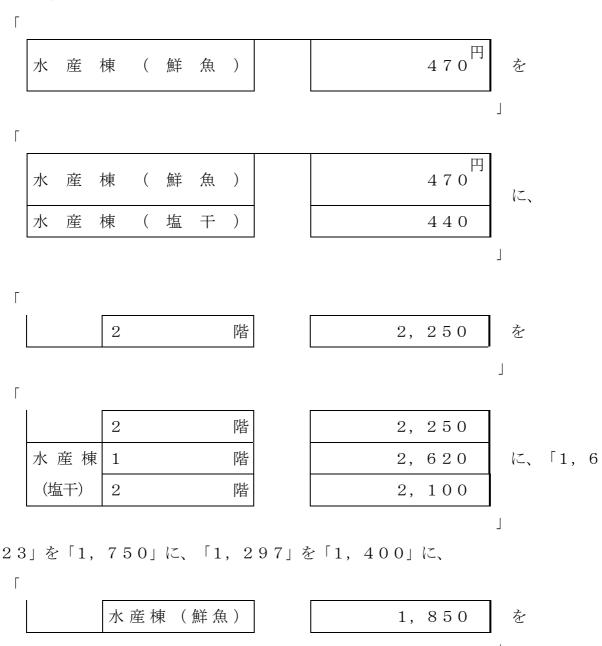
令和6年 3月29日

京都市長 松井孝治

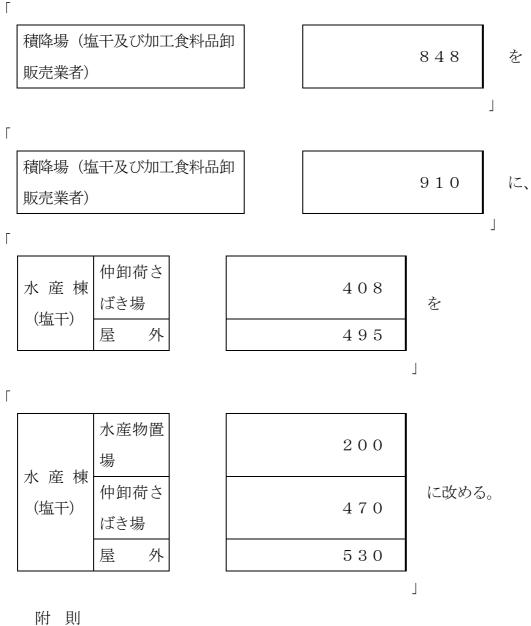
京都市規則第 84号

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第7 1備考以外の部分中



```
Γ
        水産棟(鮮魚)
                               1, 850
                                       に、
        水産棟 (塩干)
                               1, 730
 Γ
                                 を
  水産棟 (鮮魚)
                         2, 110
                                Γ
  水産棟 (鮮魚)
                         2, 110
                                 に、「507」を「80
  水産棟 (塩干)
                         1, 970
0」に、
Γ
          (鮮魚)
  水 産 棟
                                 1 7 0
                                        を
                                      Γ
          (鮮魚)
  水 産 棟
                                 1 7 0
  水産棟(塩干及び加工食料品卸
                                       に、
                                 160
  販売業者)
                                       Γ
                                        を
  水産棟加工処理場(塩干)
                               2, 270
                                      \rfloor
 Γ
  水産棟加工処理場(塩干)
                               2, 440
                                       に、
```



L11 V.

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市中央卸売市場業務条例施行規則の規定は、この規則の 施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料について は、なお従前の例による。

(第一市場)